

児童生徒が充実した
学校生活を送るための

ス ク ー ル
ソ ー シ ャ ル
ワ ー カ ー

活用ハンドブック

1 スクールソーシャルワーカー活用の基礎知識

- (1) スクールソーシャルワーカー事業について P1
- (2) はじめに P2
- (3) スクールソーシャルワーカーは何をする人なの? P3
- (4) スクールソーシャルワーカーが支援をするときの考え方 P5
- (5) スクールソーシャルワーカーの主な仕事内容 P6
- (6) 支援開始までの流れ P7
- (7) 仙台市スクールソーシャルワーカースタイル P9
- (8) スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの違い P10
- (9) 学校で活用するに当たっての留意点 P11

2 どんなケースがあるの? P13~26

3 関係機関との連携について

- (1) ケース会議ってどうやるの? P27
- (2) 子どもを守る地域ネットワークを活用しよう P28
- (3) スクールソーシャルワーカーを活用した校内研修会 P29
- (4) 行政機関紹介 P30

1 スクールソーシャルワーカー活用の基礎知識

(1) スクールソーシャルワーカー事業について

文部科学省は、「スクールソーシャルワーカー活用事業」を平成20年度にスタートしました。文部科学省では、その目的を「社会福祉に関する専門的知識を有する者を教育現場に派遣し、児童生徒の置かれている、学校・家庭・地域等の環境に対して関係機関と連携して働き掛けを行うことで課題を改善し、問題の解決へ導くこと」としています。それまでの「非力な子どもを大人が指導、教育する」という、大人が大人の視点で子どもの問題を論じ、考案、実施するというような考え方ではなく、「児童生徒が、自ら人間として有する潜在能力を信じて自発的な問題解決に協力する」というスタンスでスクールソーシャルワーカー（以下SSW）の活用を考えました。

仙台市では平成26年度から「スクールソーシャルワーカー事業」がスタートしています。当初はSSW 1名が教育委員会に常駐し、学校からの要請に応じて派遣していました。その後、段階的に増員し令和4年度は、8名体制で対応しています。年々相談件数が増加している状況を踏まえ、令和3年度は、ステーション^{*}設置校（不登校対策推進協力校）5校に週1回程度SSWが勤務し、学区内にある小学校にも支援する拠点校方式をモデル的に取り入れました。令和4年度には、これを10中学校区の小中学校に拡大し、支援の充実を図っています。

※「ステーション（在籍学級外教室）」とは仙台市内の中学校に不登校対策として設置した別室の名称です。令和2年度に始まり、令和4年度は20校に設置しています。教室以外での生徒の居場所になっています。

(2) はじめに

このハンドブックは、仙台市のスクールソーシャルワーカー事業について先生方の疑問に答え、今後の活用に活かすことを目的に作られています。

SSWは何をする人なの？
(P. 3～6)

SSWはどうやって
活用するの？ (P. 7～8)

仙台市SSWスタイル
とは？ (P. 9)

SSWを学校で活用する
ときの留意点は？
(P.11～12)

SSWとSCの違いが
分からない (P.10)

ケース会議って
どうやるの？ (P.27)

どんなケースがあるの？
(P.13～26)

SSWとの校内研修会には
どんなやり方があるの？
(P.29)

要対協って何？ (P.28)

どんな行政機関が
あるの？ (P.30)



※この冊子では、スクールソーシャルワーカーをSSW、スクールカウンセラーをSCと表記して説明します。

※特に断りのない限り、令和5年4月時点の内容で記載しています。

(3) スクールソーシャルワーカーは何をする人なの？

クラスに気になる児童生徒はいませんか？

小学5年生のAさんは、ぼつんと一人であることが多く、行動が遅れがちで、こだわりが強く特に目立ったトラブルはないものの、常に不安そうです。発信力が弱く、何に困っているのか先生方は分かりません。遅刻や欠席も多く、家庭連絡をしてもつながらないことがあります。(専門機関で「自閉スペクトラム症 (ASD)」と診断されています。)



先生方は問題の要因を個人の特性や内面に向けがちですが…



SSWは問題や課題の要因が個人の特性や障害などであることにも理解を示しつつ、対象児童生徒の置かれている環境（例えば保護者や友人、先生との関係など）に着目し、子どもの権利が守られているかを考えながら生活状況を整えることで問題解決を図ります。

SSWとは、教育と福祉をつなげる人

「かかわる」

児童生徒が生活上で困っていることを一緒に考えます。



「つなぐ」

人と人、人との、人とサービスをつないでいきます。



「ひらく(拓く)」

児童生徒の置かれている状況を整理し、ネットワークを構築します。



「ささえる」

児童生徒が自分で問題解決ができるように支えていきます。



SSWはこんなことができます。



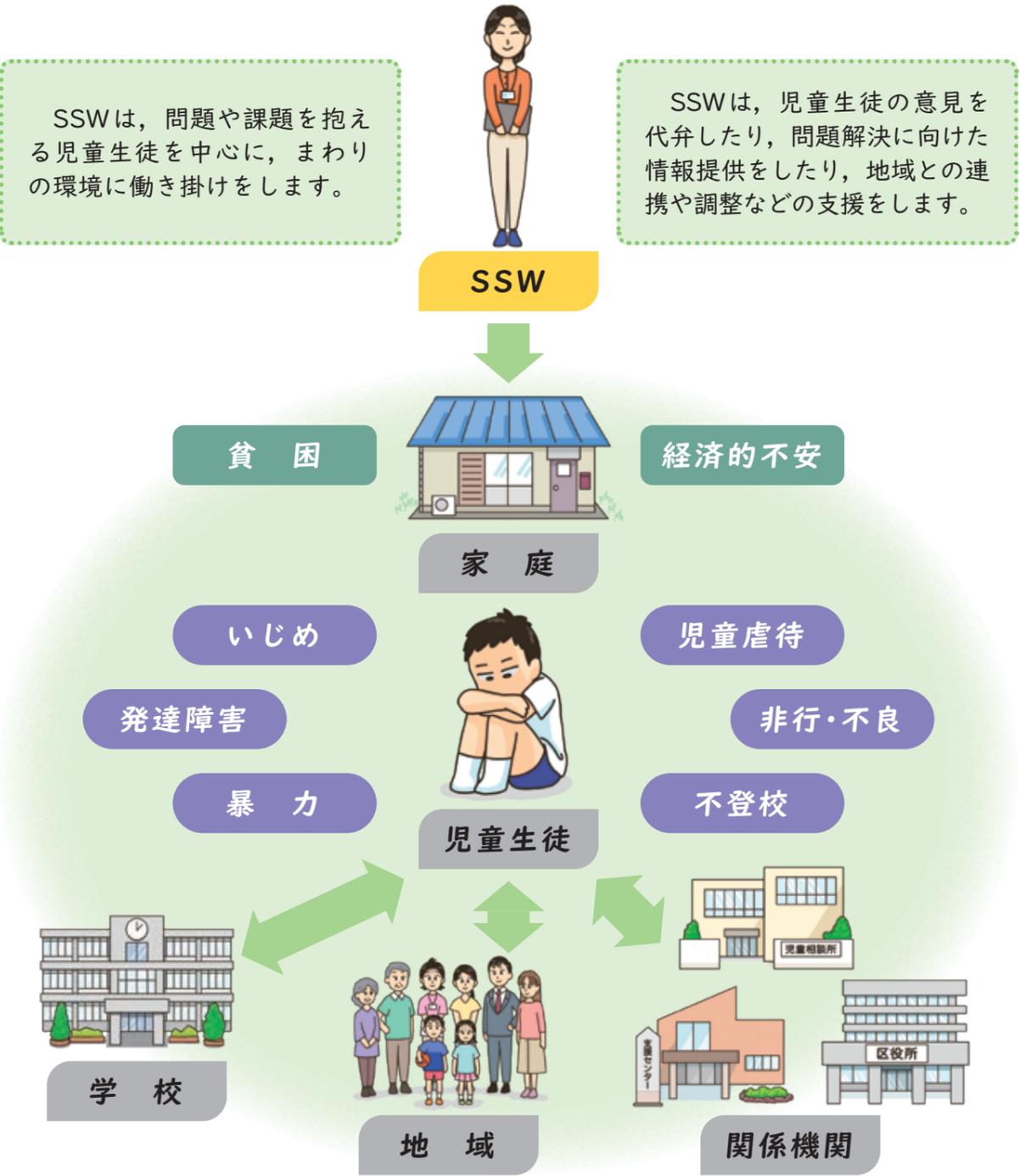
「みまもる」

再び困った状況になっていないか見守ります。



(4) スクールソーシャルワーカーが支援をするときの考え方

児童生徒を取り巻く環境は複雑化しており、様々な問題や課題、不安を抱えるケースが増えています。本人や学校、家庭だけで解決できない問題も多く、地域や関係機関などが連携を図りながら対応を進めていくことが必要となります。そのための具体的な動きをしていくために、SSWは以下のような考えで支援をします。



(5) スクールソーシャルワーカーの主な仕事内容

かかわる

①児童生徒が置かれた環境への働き掛け

- ・児童生徒の相談
- ・保護者の相談
- ・課題を抱える児童生徒やその保護者への環境調整
- ・相談活動に関する情報収集

(主な相談内容)
不登校、暴力行為、いじめ、児童虐待、貧困、ヤングケアラー等

ひらく(拓く)

②関係機関とのネットワークの構築、連携、調整

- ・関係機関への訪問
- ・関係機関との情報交換・共有
- ・関係機関主催の会議への参加(要対協等)
- ・拡大ケース会議の事前打合せと参加

(主な関係機関)
家庭健康課、保護課、児童相談所、こども若者相談支援センター、児童遊の杜、福祉事業所、アーチル、など

つなぐ

③学校内における支援チーム体制の構築、支援

- ・校内ケース会議への参加
- ・ケースの**アセスメント**※1
- ・問題解決のプランニング(解決に向けた目標設定と具体的な手立て)
- ・社会福祉の専門的視点に基づく具体的な支援に向けての**コンサルテーション**※2(専門家による指導・助言を含めた検討)
- ・校内支援チーム体制づくりの助言、サポート

ささえる

④保護者、教職員等に対する支援、相談、情報提供

- ・教職員と保護者間の橋渡し
- ・教職員、保護者への課題解決のために活用できる社会的資源に関する情報提供、サポート

みまもる

⑤教職員等への研修活動

- ・校内研修の講師
- ・PTA研修会の講師
- ・保護者へSSWの役割について周知(学校便り等)

※1 **アセスメントとは？**
「客観的評価、分析」という意味ですが、本ガイドブックでは、生活状況や心身の状態などを情報収集し、課題を分析することを指します。

※2 **コンサルテーションとは？**
「相談、協議、専門家の診断や鑑定を受けること」という意味で、本ガイドブックでは異なる専門性を持つ複数の専門職者が、個別の問題について検討し、より良い援助の在り方について話し合う過程のことを指します。

(6) 支援開始までの流れ

情報整理

1 学校は児童生徒の情報を整理します。

児童生徒の情報を整理するには、整理のためのシートを作成すると分かり易いです。下にシートの例を掲載するので参考にしてください。

【情報を整理するためのシート参考例】

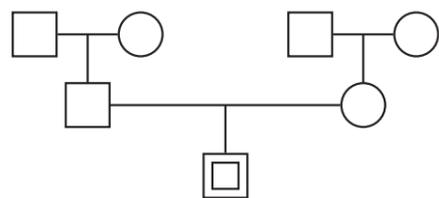
氏名			男・女	生年月日			
欠席日数							
	小学校	1年 日	2年 日	3年 日	4年 日	5年 日	6年 日
	中学校	1年 日	2年 日	3年 日			
家族環境	家族構成		《ジェノグラム》*				
生活・行動	<ul style="list-style-type: none"> ・友人関係 ・学習面 ・先生との関係 ・行動の特徴 ・家庭状況 など 						
相談したいこと	<ul style="list-style-type: none"> ・学校として困っていることやSSWに相談したいことなど 						

学校で情報を整理し、校内で問題点を検討します。SSWにどのような支援を頼みたいか、目的を確認します。

情報が少ないなど、整理が難しい場合は、SSWと共に整理することができます。

※ジェノグラムについて

- ・家族メンバーとその関係を視覚化した家系図の一種。
- ・結婚、離婚、出産、死別など、当事者に大きな影響を与えている出来事を示した図。
- ・家族メンバーの歴史と現状を理解するために活用する。



☎ 214-0004



- 校長が教育相談課教育相談班に電話で申込みます。
電話で相談したい児童生徒の情報や相談したい内容を伝えてください。
事前に教頭等から指導主事に相談しておくともスムーズです。
例)・学校が困っていること
・学校が把握している家庭の状況
※拠点校方式の学校配置の場合は、直接SSWに相談します。
- 教育相談課教育相談班から校長へ連絡します。
教育相談班から校長に担当SSWを告げます。
- 担当SSWが学校に訪問する日を相談して決めます。
SSWが状況を詳しく把握するため、訪問する日を決めます。日程を調整する際には、できるだけ詳しい状況を説明できる教職員（例えば担任や学年主任等）が参加できる日が望ましいです。
担任等が対応しやすい時間帯（放課後等）を設定するとよいです。
- SSWが学校を訪問します。(初回訪問)
SSWが学校を訪問する目的は、以下の3点です。
(1)対象児童生徒の情報収集
(2)課題とその背景の整理
(3)支援の方向性の確認
学校が対象児童生徒の情報が少ないなど、情報を把握できていない場合は、必要な情報等についても共有して、一緒に整理します。
- 学校がSSWと協働で支援を開始します。
SSWは、ケースや状況に合った手段を考え、学校と協働して支援を行います。対象児童生徒やその保護者との面談や家庭訪問をする方法、関係機関などに働き掛ける方法、学校の動きを支援、助言する方法などがあります。

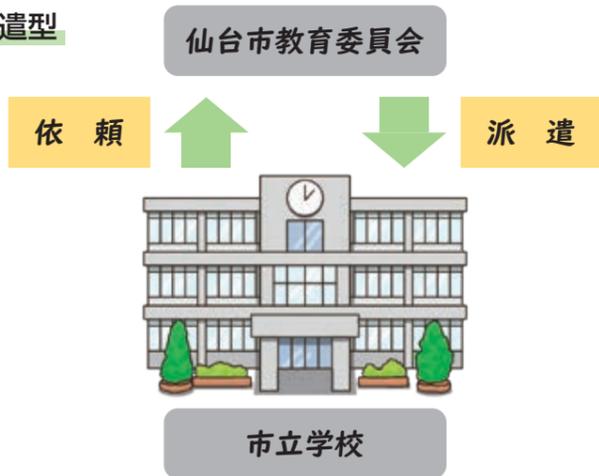


SSWから
SSWは、アセスメント→プランニング→プランの実行→評価の流れで支援を行います。その結果、再アセスメントが必要か、学校と検討します。
課題の解決が見られる場合には支援から見守りに切り替えたり、支援を終了したりします。

(7) 仙台市スクールソーシャルワーカースタイル

令和4年度、仙台市では派遣型での運用を主として行っています。令和3年度からは、一部の中学校区で、拠点校型も実施しており、現在は併用しています。
今後、中学校を拠点とした拠点校型での活用の充実を図っていきます。

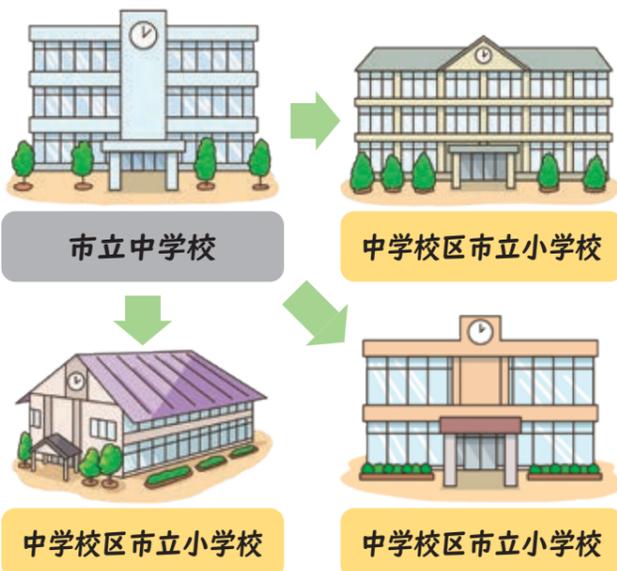
① 派遣型



① 派遣型とは

教育委員会に常駐しているSSWが、学校からの要請に応じて派遣され、問題の解決に当たっています。
現在、8名のSSWが常駐しており、学校からの要請を受けて教育委員会から派遣しています。

② 拠点校型



② 拠点校型とは

一つの学校を拠点としてSSWが勤務し、近隣の学校の支援に当たります。
現在、一部の中学校区で、拠点校型を設け、近隣（学区内）の小学校の支援に当たっています。令和4年度は10中学校区にそれぞれ週1回、勤務しています。

派遣型、拠点校型の特徴

「派遣型」は、各学校が支援を必要とするケースを選定して派遣を要請することから、集約された情報を基に効率良く支援に当たることができます。
「拠点校型」は、学校を定期的に巡回しているため、先生方との連携を図ることで早期に相談を受け、様々なケースに対応することができます。

(8) スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの違い

SSWは「福祉の専門家」として児童生徒を取り巻く環境に働き掛けを行います。SCは「心理の専門家」として児童生徒の心の問題の解決を図ります。

SSW

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を有する者

- 1 課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- 2 関係機関等とのネットワークの構築、連携、調整
- 3 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- 4 保護者、教職員に対する支援、相談、情報提供
- 5 教職員への研修や講話

主な資格

- ・社会福祉士
- ・精神保健福祉士

SC

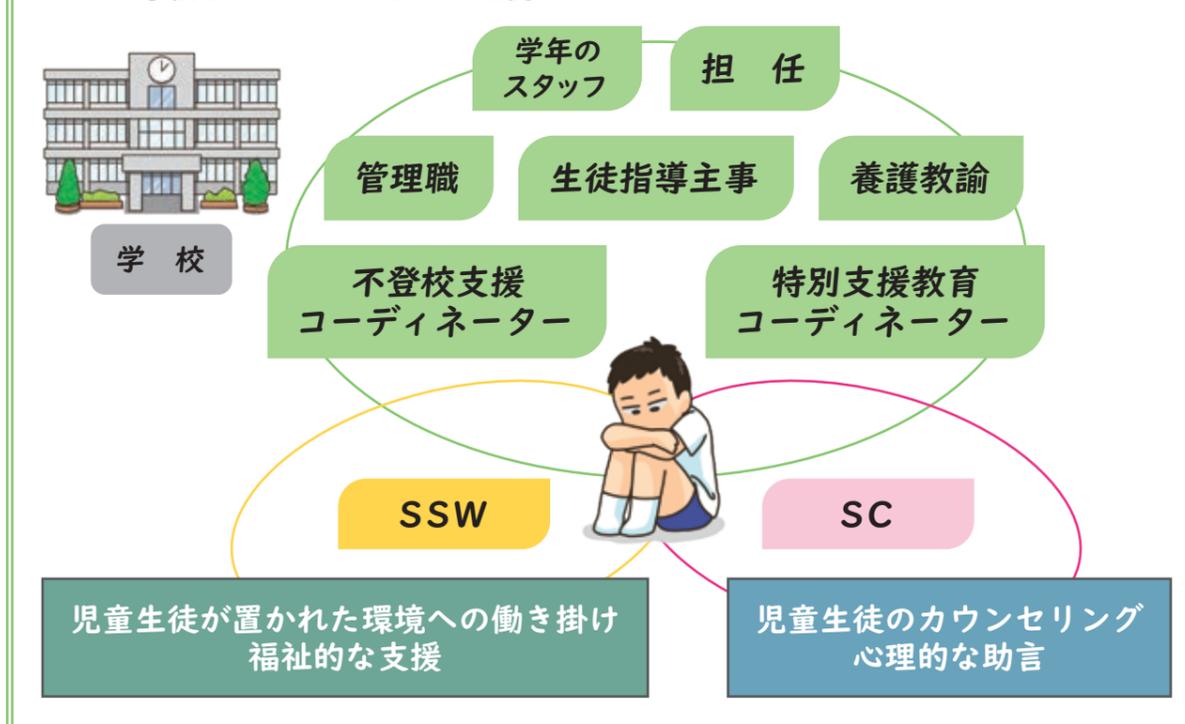
児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者

- 1 児童生徒へのカウンセリング
- 2 児童生徒への対応に関し、保護者、教職員への助言
- 3 校内会議などへの参加
- 4 教職員や児童生徒への研修や講話
- 5 相談者への心理的な見立てや対応

主な資格

- ・公認心理師
- ・臨床心理士
- ・精神科医

チーム学校としてのSSWとSCの連携イメージ



児童生徒の心理面のケア、児童生徒を取り巻く環境の調整、それぞれの専門性を生かして協働することで、より良い支援につなげます。

(9) 学校で活用するに当たっての留意点

SSWがどんな点に着目して支援を行うかを紹介します。ぜひ、学校でSSWを活用する際の参考にしてください。



① スクールソーシャルワークの基本は「課題解決支援、調整」

児童生徒にとって「最善の利益は何か」という視点で、働き掛けます。

ワンポイント

SSWは「福祉の視点」からアプローチしていきます。生活状況と教育上の問題との関連性に着目し、学校で見えてくる児童生徒の問題を関係機関と連携できるようにしていきます。

② 教育と福祉をつなぐ役割

児童生徒自身の自己決定を尊重する姿勢で向き合っていきます。そして教育と福祉のつながりができるよう、その接点にSSWが関わり、問題の解決や軽減に共に取り組んでいきます。

ワンポイント

SSWは児童生徒やその保護者、教職員からの情報提供を受け、その問題がなぜ起きているのか、児童生徒の生活状況と教育上の問題との関連性に着目してアセスメントをします。そしてアセスメントに基づいた手立てを考えていきます。



③ 「できない」ことより「できる」こと

SSWは課題を捉えるときに、児童生徒やその家庭が本来持っているストレンクス（強み）に着目して支援をします。

ワンポイント

SSWは環境調整を進めるうえで、「これだったらできそう」など、挑戦できそうなことを大切に支援を進めます。



④ SSWがスムーズに対応するために

仙台市では、現在派遣型を基本としています。教職員との連携をスムーズに進めるために、派遣を要請する際は、依頼したいケースについて「学校が困っていること」「検討したいこと」を明確にしておくことが大切です。当該児童生徒の状況や経過について紙面に記録しておくことスムーズです。



ワンポイント

紙面での整理については、情報を整理するためのシート参考例（P7参照）などを活用してください。



⑤ 秘密の保持（守秘義務）

学校を基盤として支援を行うことから、教職員、関係機関との協働が求められています。しかし、業務で知り得た秘密や個人情報等については個人情報保護法、倫理綱領等により守秘義務があります。

ワンポイント

SSWは、個別相談等の中で、児童生徒本人やその保護者に秘密保持の説明、学校や関係機関等との情報共有などについて合意を得るように説明をします。

⑥ 資格について

仙台市のSSWは、社会福祉士（国家資格）、精神保健福祉士（国家資格）のいずれか、あるいは両方の資格を持っています。

ワンポイント

SSWは、福祉サービスを提供する際の行動指針として、社会福祉士会、精神保健福祉士協会で定めた倫理綱領に従って行動しています。（①②⑤も倫理綱領の一つです。）



～SSWの活用について～

SSWが課題を抱えた児童生徒の環境に働き掛けを行うためには、その児童生徒の状況をSSWが正確に把握する必要があります。そのためには、教職員とSSWとの情報共有や連携が不可欠となります。SSWもチーム学校の一員として、教職員と協働しながら、児童生徒の支援に当たっていきたくと考えています。気になる児童生徒のちょっとした情報が、支援への大きな一歩となります。

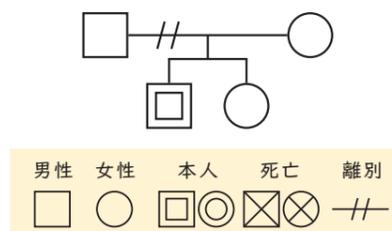
2 どんなケースがあるの？

ケース 1 不登校 保護者との連携が図りにくいケース

1. 概要

母、本児（中学2年男子）、妹（小学4年）の3人世帯。母はフルタイムで就労している。本児と妹は2人とも不登校状態。本児は、小学5年のときから不登校。小学4年までは登校していたが、小学5年頃から、体調不良を理由に欠席が続くようになった。妹は、時折、登校することもある。

小学校、中学校ともに、母となかなか連絡が取れない。時折、母と連絡がついたときに、本児の様子を尋ねると、「本人が学校には行きたくないと言っている。学校に行くように声を掛けても、言うことを聞かない。」と話す。その都度、母へ来校を促し、本児の支援について一緒に話し合う場を設けようとするが、母は返答せず結果的に来校には至っていない。



2. 学校の困り感や思い



本人の不登校の要因は何だろうか。
本人と直接話をして、気持ちを聞くことはできないだろうか。

母が学校からの連絡になかなか応じてくれないのはどうしてなのだろう。

3. 学校がSSWに望むこと

母、本児と直接話をして、それぞれの思いを聞きたい。

本世帯の状況がよく分からないので、必要な情報を整理したい。
その上で学校ができる支援をSSWと一緒に考えていきたい。

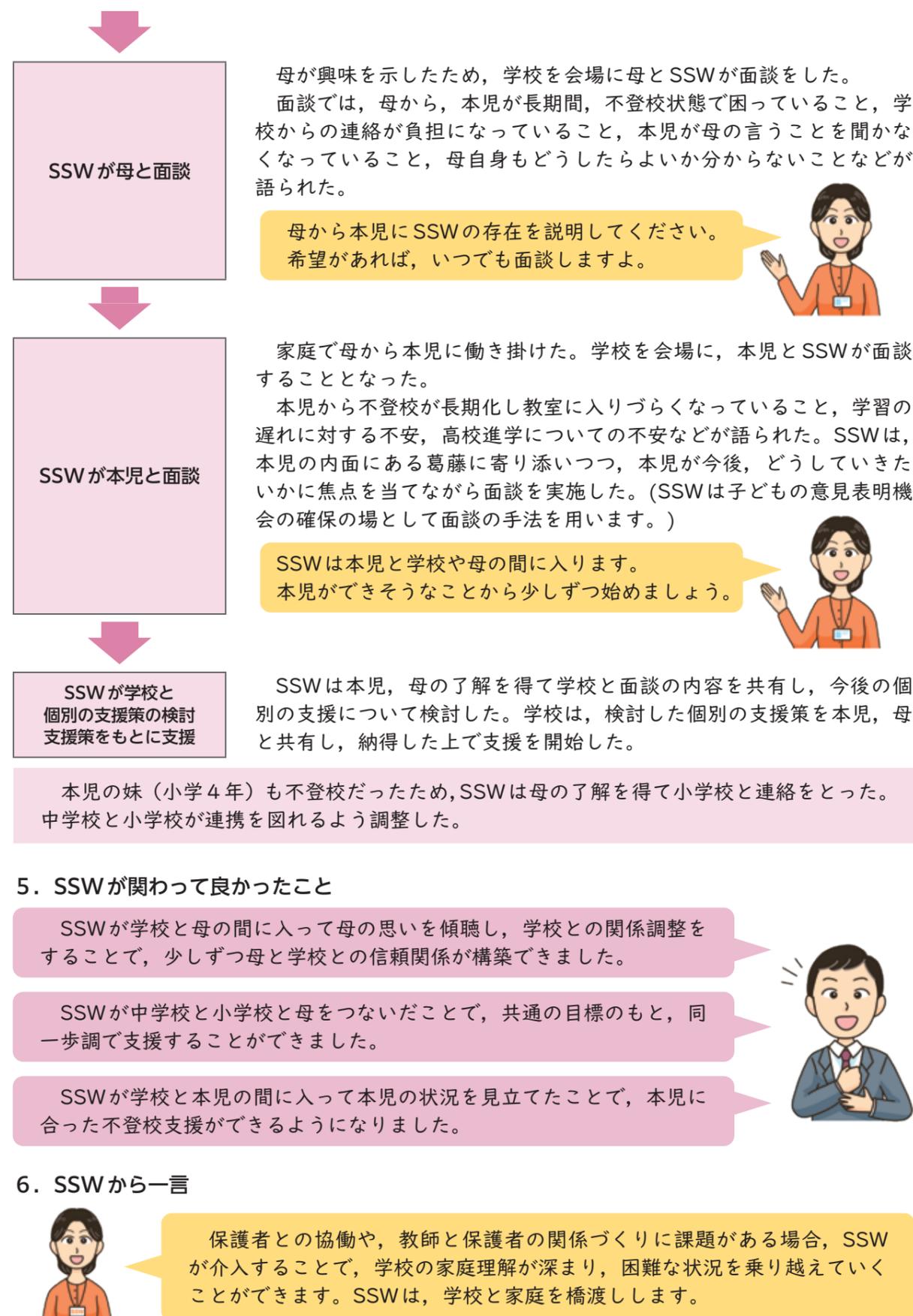
4. 実際の支援

SSWが学校訪問
・本児の情報整理

SSWが学校を訪問してアセスメントとプランニングを行った。
学校と支援の方向性について確認した。

SSWとはどういったことをする人なのか、
学校から保護者に説明してください。

学校は家庭訪問した際、母にSSWの存在を知らせた。

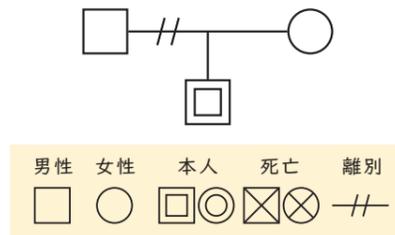


ケース 2 不登校 児童生徒本人に会えないケース

1. 概要

母，本児（小学6年男子）の二世帯。本児は，小学4年のときから，不登校。小学5年の前半までは，家庭訪問の時に，本児と会うことができていた。小学5年の後半から担任が家庭訪問しても，部屋に引きこもり，会うことができなくなってしまった。母によると，昼夜逆転の不規則な生活が続いており，部屋でゲームばかりしているとのこと。最近では，ゲームをやめるように注意すると「うるさい」と言って物にあたることが多い。母は生活習慣が乱れ，部屋にこもる本児への対応に苦慮している。

これまで，本児は小学校低学年のときにアーチルへの相談歴があるが，現在アーチルは関わっていない。また，本児が小学4年の時まで児童相談所の支援も受けていたが，小学5年の時には児童相談所の関わりは終結となっている。



2. 学校の困り感や思い



教員が訪問しても会えないのはどうしてだろう。昼夜逆転なのか人に会いたくないのか，理由が分からない……。

母は本児の対応に困っているようだが，母にどんなアドバイスをすればよいか。

3. 学校がSSWに望むこと

訪問しても直接本児と会えないときにどんなアプローチをしたらよいか。学校として，このままの訪問を続けるだけでよいのか，他にどんなアプローチ方法があるのか知りたい。

複数の関係機関が関わっていたが，何を相談していたのだろう。

4. 実際の支援

SSWが学校訪問
・本児の情報整理

SSWが学校を訪問してアセスメントとプランニングを行った。学校と支援の方向性について確認した。

本児や母にSSWの存在を説明してください。

学校の教員と母は会うことができるため，母に来校してもらい，SSWを紹介した。母，教員，SSWとで面談することになった。学校での面談の中で，過去に関わりのある関係機関から情報収集することについて，母の了解を得ることができた。

SSWが関係機関からの情報をもとにアセスメントをして校内ケース会議を実施した。会議の中で，学校の対応の見直しとともに，本児への不登校支援として見遊の杜の訪問対応を提案してみてもどうかという意見が挙がった。

ケース会議の実施



学校から母に見遊の杜の訪問対応を提案した。母，本児ともに，興味を示したことから，SSWが学校，見遊の杜と拡大ケース会議[※]を実施した。

※「ケース会議」についてはP27を参照

会議の中で，過去に関わりのある関係機関の情報をもとに，配慮事項や特性の理解などについて確認した。

SSWは各関係機関との連絡・調整を学校と連携しながら進めていきます。



学校は担任を中心に，家庭訪問を続けた。SSWも必要に応じて家庭訪問に同行し，母から本児がどんなことに興味，関心があるかなどを聞いた。学校や見遊の杜の相談員とも母の話共有し，本児の好きなゲームの話題を話したところ，相談員が本児に会うことができた。

このことをきっかけに本児と相談員とが定期的に会えるようになった。本児から担任にも会ってみたいという申し出があり，相談員と一緒に家庭訪問したところ，本児に会うことができた。

SSWは担任から本児の様子を聞き，今後，どんな支援が必要か見立てをして，学校に助言した。

また，それぞれの関係機関と連絡を取り，支援の進捗状況等を確認した。支援が滞ったり，急激な変化が起きたりした場合など，必要と認められるときにはケース会議を開催した。

5. SSWが関わって良かったこと

これまで，複数の関係機関が関わっていたので，情報整理だけでも大変だったが，ケース会議をコーディネートしてもらえたことで，現状と課題を整理し，支援方針を明確にすることができました。

しばらく会えなかった本児と会うことができました。ケース会議で具体的な役割分担と支援について確認できたので，今後の支援についてもスムーズに進みそうです。

SSWが福祉の専門的な立場から母と面談をすることで，母の困り感を聞き，必要な支援につながりました。



6. SSWから一言



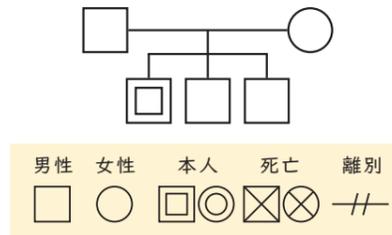
保護者だけでは対応しきれなかったことを学校やSSWで理解することにより，問題解決に向け，チームで対応できる環境を整えていきます。児童生徒，保護者が本来持っている力を引き出すことを目指します。

ケース 3 発達障害 発達に支援の必要があるケース

1. 概要

本児（中学2年男子）は、音に敏感で教室のざわめきが気になってしまう。また、文字を書くこと、ノートを取ることが苦手である。教室で他の生徒とコミュニケーションを取ることが難しく、孤立しがちであった。1年の頃は、周囲のサポートもあり、何とか集団で過ごすことができていたが、2年になり、遅刻や欠席が増え始め、登校しても別室で過ごすようになり、元気がない様子が見られた。担任は、本児の様子を母親に伝えたが「家では問題ないので大丈夫、心配ない」とのことだった。

本児の様子を心配に思った担任が学年主任に相談し、学年主任から教頭に相談した。学校では特別支援教育コーディネーターも加わって校内でケース会議を開いた。



2. 学校の困り感や思い



本児に元気になってほしい。

保護者と本児のことを一緒に考えたい。

アーチルに相談したいけれども母と教育相談ができない。

3. 学校がSSWに望むこと

本児がどうしても充実した学校生活を送ることができるかを考えたい。
そのために必要な支援は何かを教えてください。

学校だけでは話が進まない。
本児、保護者と学校が連携できるようSSWに間に入ってほしい。

仙台市発達相談支援センター（アーチル）

仙台市では市内2箇所（北部・南部）に発達相談支援センター（以下「北部アーチル」「南部アーチル」）を開設しています。ここでは、子どもから大人まで、発達障害のある方とその家族が地域で生活していくための相談支援を行っています。乳幼児（0～就学前）、学齢児（小～高校18歳未満）、成人（18歳以上）に分かれ、一人一人のニーズに応じて支援をしています。

青葉区、宮城野区、泉区に住んでいる方は北部アーチル、若林区、太白区に住んでいる方は南部アーチルに相談します。

4. 実際の支援

SSWが学校訪問
・本児の情報整理

SSWが学校を訪問してアセスメントとプランニングを行った。学校と支援の方向性について確認した。SSWの存在を本児や母に知らせた。

どうしたら本児が楽しく学校生活を送れるか一緒に考えてくれる人がいます。困っていることを相談してみませんか。



SSWが父母、
担任と面談

学校の働き掛けに同意し、学校で父母、担任、SSWが面談をした。面談では、本児の家庭での詳しい様子が分かった。父母も本児のことを心配していたが、どこに相談すればよいか分からないとのことだった。

SSWは、相談機関を情報提供し、父母はアーチルを希望した。学校が窓口となり、特別支援教育コーディネーターを中心に、本児と父母はアーチルに相談に行くことができた。

専門機関へ相談

関係機関に相談に行く際、必要なときは、SSWが同行することもあります。



支援の継続

アーチルの助言をもとに、学校は本児の意向を聞きながら、個別の教育支援計画を作成し、支援を開始した。

現在は主に別室で短時間の学習（文字を書くのが苦手なため、パソコンを使用）を行っている。また、行事や学活の時間には、友人が別室に迎えに来ることで、少しずつ教室にも入れるようになってきている。母親と担任の関係も良好で、連携が図れるようになった。定期的に三者面談（保護者・担任・SSW）を行っている。

5. SSWが関わって良かったこと

本児の困り感に対して、どんな支援が必要か分かりました。関係機関との連携の仕方についても理解できました。

SSWの「できないことよりできることに着目する」という福祉的視点から、どんなことに配慮すればよいか分かりました。例えば、文字を書くことが苦手なため、パソコンを使った学習支援に切り替えるなどです。本児が元気になって、自信を取り戻す様子がありました。



6. SSWから一言



発達障害への理解、保護者との関係性など、複数の課題が重なったときには、校内外をコーディネートする必要があります。学校内では特別支援教育コーディネーターがその役割を担うことが多いと思います。SSWも校内支援会議等に参加し、児童生徒や保護者への個別対応の方法や児童生徒の発達を支えるための校内体制の構築などを提案します。場合によっては、直接支援を行うこともあります。教員と情報共有、保護者の協力、児童生徒の気持ちを代弁し、関係機関や地域の連携先につないでいきます。

ケース 4 経済的不安

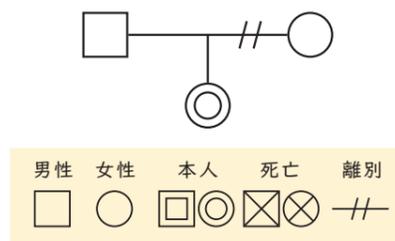
学習用具が準備できないなど 児童生徒に不利益が起きているケース

1. 概要

本児（小学5年女子）は、いつもサイズの合わない服を着ていたり、毎日お風呂に入っていなかったりする様子が見られる。また、授業で使用する文具を準備してもらえず、困っていることを担任に訴えている。

教材費等の集金は遅れることが多い。また、父に電話連絡をしてもなかなかつながらず、折り返しもないことが多い。家庭訪問でも、父と会えることは少ない。

野外活動については、「宿泊や持ち物の準備に費用がかかるから…」という理由で不参加だった。来年度に控える修学旅行についても、父は「参加させる気はない」と話している。



2. 学校の困り感や思い



本児の状況をからかうような声も聞こえている。本児はどう思っているだろうか。

父と連絡がつかない状況を変えられないかなあ。学校と連絡が取りづらいのかなあ。修学旅行に行けるようにしたい。

経済面が心配。助成や補償など、何かサポートが必要なのではない。

3. 学校がSSWに望むこと

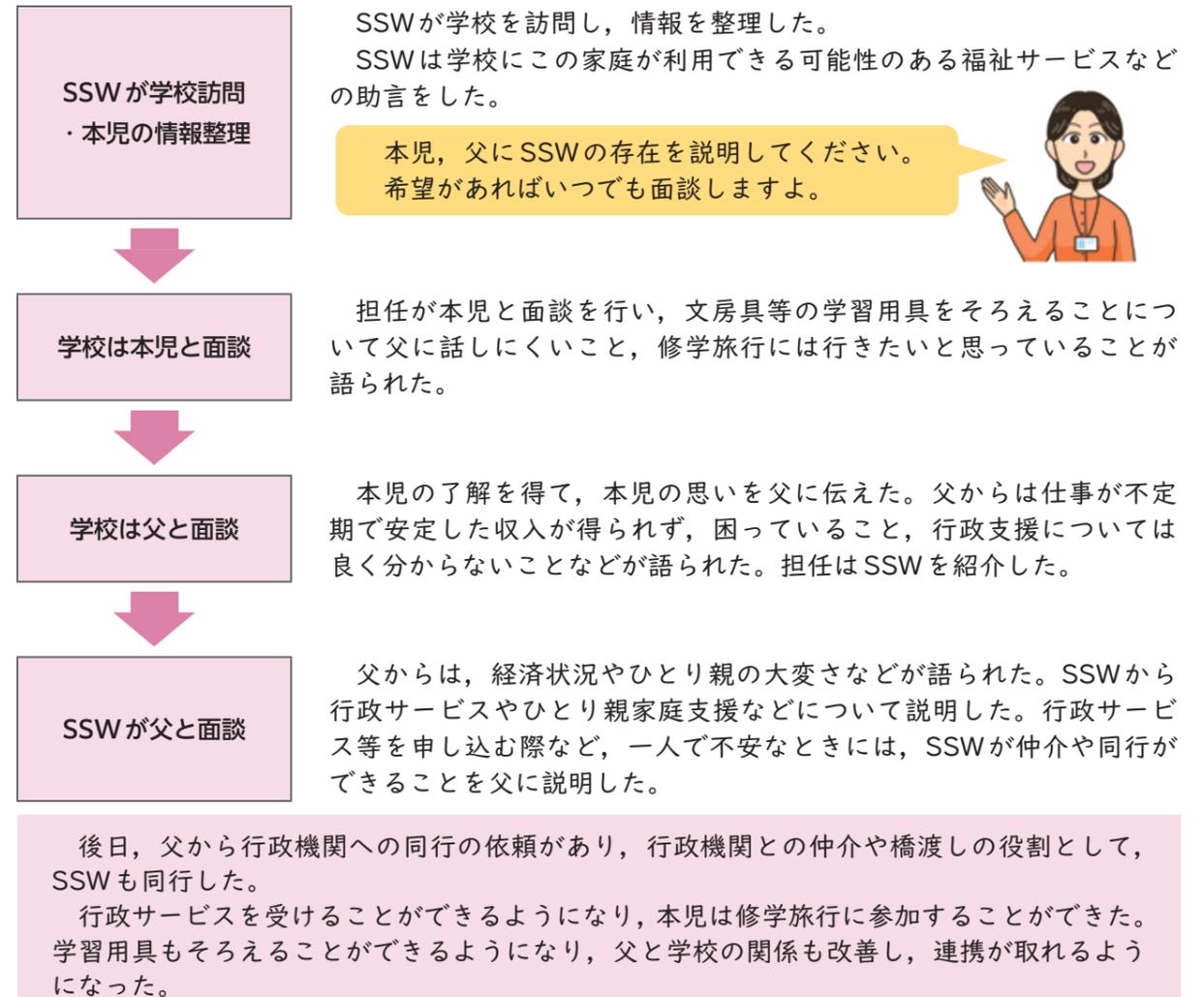
父と連絡が取れない状況を変えたい。父の気持ちを聞きたい。どのようにしたら話ができるだろうか。

本児の困り感（文房具を準備してもらえないなど）をもとに、父を支援につなげたい。担任だけでは経済状況にまで踏み込みづらく、行政サービスも分からない。SSWにも面談に立ち会ってほしい。

子どもの貧困対策について

「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月閣議決定）では、教育支援において学校を地域に開かれた貧困対策のプラットフォームと位置付けています。学校は教育の場であるとともに児童生徒を生活や福祉の支援につなげる機能も求められています。SSWが先生方と一緒に課題を抱えている子どもや保護者を早期に発見し、必要な支援につなぐなど教育と福祉の連携を進めることで、社会全体で子どもを支える仕組みづくりにつながります。

4. 実際の支援



5. SSWが関わって良かったこと

本児の困り感から父につながり、SSWが介入することで家庭への支援につなげることができました。学校は家庭内の経済状況などに介入しにくいので、大変ありがたいです。

関係機関とのつながりやどのような場合に関係機関とつながる必要があるのか、困った場合はSSWが介入して連携が図れることが分かりました。



6. SSWから一言



家庭の経済状況の課題が大きい場合、行政（保護課や家庭健康課等）との連携が考えられます。SSWを介することで、どこにどのタイミングでつなぐかという整理や、必要な情報提供や助成制度の紹介などをすることができます。家計に関する助言等を関係機関が行うことで、家庭における経済状況が改善されることも考えられます。

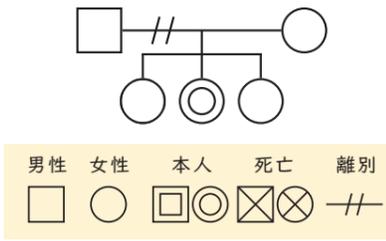
SSWが学校と関係機関との連携をコーディネートすることで、学校側の負担が軽減されることや新たな視点における支援の在り方が見つかることも期待できます。

ケース 5 虐待 (ネグレクト) ネグレクトの疑いがあるケース

1. 概要

本児（小学5年女子）は、姉（中学2年女子）、妹（保育園5歳）、母の4人家族。本児はひどく不衛生な服装で登校をしてくるなど、身だしなみは整っていない。朝は起きることができず、ほぼ毎日遅刻している。寝過ごして学校を休むことも多い。学校では落ち着かない様子があり、自分の気に入らないことがあると暴力を振るうことがある。

学校から母に連絡をしてもつながらず、つながつても、すぐに電話を切ってしまう。夏休みの面談にも来なかった。本児に「困っていることがあるのではないか。」と教員が聞いても「何もない。」と答える。



2. 学校の困り感や思い



このままの状態が続くようであれば、周囲から更に孤立していくことも予想される。

身だしなみや、食事の様子も心配。これって、ネグレクトなんじゃないか。

なぜ、気に入らないことがあると暴力を振るうのだろう。

保護者と話がほとんどできないから課題改善の糸口が見つからない。

3. 学校がSSWに望むこと

関係機関の手を借りて多くの人の手で本人や家族に必要な支援をしていきたいけど、どんな機関があってどんな支援があるのかが分からない。

4. 実際の支援

SSWが学校訪問
・本児の情報整理

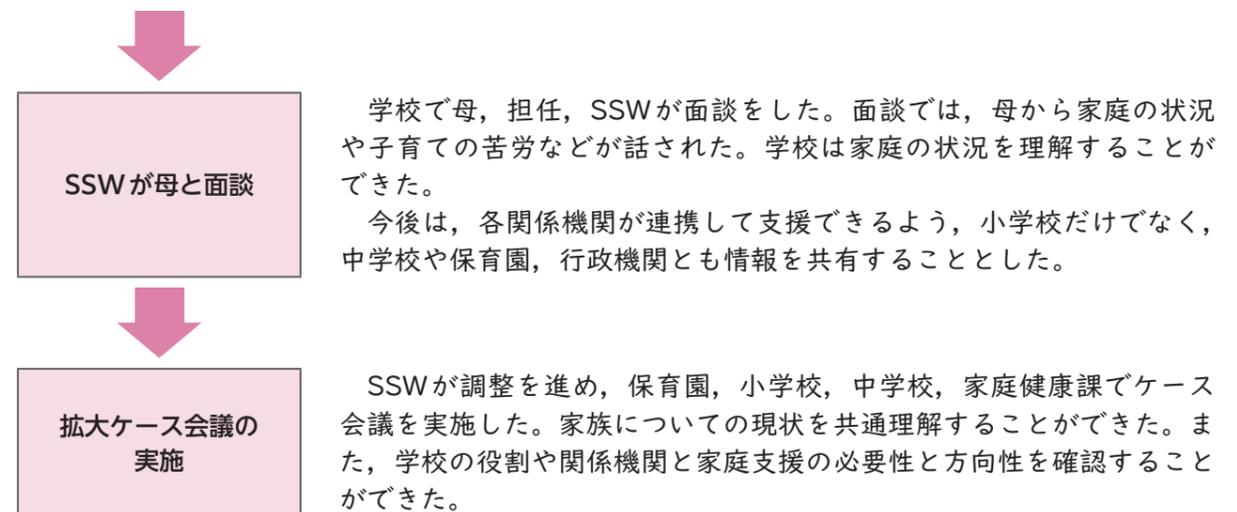
SSWが学校を訪問し、情報を整理した。この家庭が要保護児童対策地域協議会^(※)のケースと分かった。今後の対応について、学校とSSWと一緒に検討した。

※要保護児童対策地域協議会（要対協）についてはP28参照

学校は母と面談

担任や学年主任からの丁寧な働き掛けにより、母と面談が実現した。母の困り感（経済面、子どもの養育等）が話されたため、学校はSSWの存在を紹介した。

SSWは福祉的視点で保護者の相談にのることができます。



学校では、集団の中で配慮しながら、本児への支援を続けた。SSWは学校と定期的に連絡を取り、必要に応じて助言や関係機関との連携など継続的な支援を続けた。

5. SSWが関わって良かったこと

SSWの助言により、学校と家庭との連絡の仕方が改善されました。身だしなみに関しても改善し、以前に比べて不衛生な服を着てくるのが少なくなってきました。

姉妹の学校や保育園と連携することができるようになり、家庭の理解が深まりました。家庭の変化に気付き、何かあったら一緒に対応していける関係になりました。

「要対協」等、支援の方法や知識を具体的に知り得ることができました。その結果、別件で困っている児童生徒や家庭にも必要な支援の紹介をすることができるようになり、機関連携の重要性が確認できました。



6. SSWから一言



このケースでは、子どもたちが所属している保育園、小学校、中学校と各関係機関が足並みを揃えたサポート体制が構築できたと言えます。

なお、関係機関とのケース会議（学校開催）の司会進行は教頭先生や各種コーディネーターの先生が担うことでスムーズに進行します。

学校は虐待の早期発見、通告、関係機関連携など行います。先生方は、気になる子どものアセスメントを行い、学校の役割と機関連携による支援を整理し、見通しを持った対応の共通理解を図ります。場合によっては対応に迷うこともありますので、その際にはSSWにご相談ください。

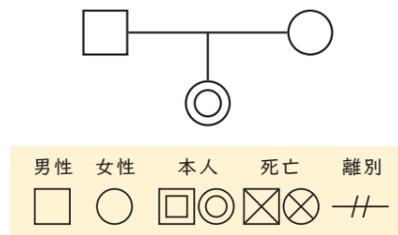
SSWは、学校と関係機関の連携をスムーズに行うための調整をします。

ケース6 心身の不調 希死念慮、自傷行為などがみられるケース

1. 概要

本児（中学2年女子）は、入学してからほとんど遅刻や欠席することなく登校していた。運動部に所属し、練習にも積極的に参加していた。しかし、6月頃から頭痛を訴えて保健室を利用することが増え、部活動の練習にも徐々に参加しなくなっていった。家庭環境については、本児、父と母である。父は3年前から県外に単身赴任中で半年に1度しか家に帰っていない。母は以前から精神疾患を患っているが、通院は不定期であった。担任が本児の最近の様子を心配し、母に電話連絡したところ、母自身の体調も悪く、仕事も休みがちになっているとのことだった。

ある日、保健室来室時、不眠症状や食欲不振に加え「最近、死にたい気持ちに襲われて、とても苦しい。」という訴えがあり、リストカットをしていることを養護教諭に打ち明けた。



2. 学校の困り感や思い



本児のリストカットを止めさせたい。

私たち教員が精神科や相談機関について切り出してよいものだろうか。

3. 学校がSSWに望むこと

希死念慮や自傷行為に対する緊急性の確認を含めた状況の分析をお願いしたい。

支援計画に福祉的な視点でのアドバイスがほしい。

本人及び保護者の面談で家庭への介入、家庭状況の整理をしたい。

外部の専門機関への橋渡しをしてほしい。

自傷行為の対応について

リストカットなどの自傷行為は、落ち着いた対応が大切です。行為を否定したりせず、自傷行為をせざるを得ない気持ちに寄り添います。「二度としないで」「切っちゃダメ」「そんなことやめなさい」などの言葉掛けは控え、「つらいときは助けを求めていいんだよ」「切りたくなったら、その気持ちを話しに来てね」などと伝え、できるだけ関係性を継続できるように努めます。

4. 実際の支援

SSWが学校訪問
校内ケース会議に
参加

SSWは学校からの情報を整理した。

本児と関わりのある教職員、SCで校内ケース会議を開き、その会議にSSWも参加した。会議では、本児が養護教諭に話した困りごとや緊急度の判断、今後の対応方針について検討した。学校は母にSSWの存在を知らせた。

本児の生活上の困りごとと一緒に相談していく役割としてSSWの存在を学校から保護者に説明してください。



SSWが母と面談

学校を会場に母、本児、養護教諭、SSWが面談をした。面談では、本児の困りごとに寄り添った。SSWから、外部機関について説明した。

医療機関へのつなぎ

保護者、本児は医療機関や相談機関の受診を希望したため、医療機関へつないだ。

場合によっては、SSWや学校関係者が同行することもあります。



支援の継続

学校は引き続き、本児が安心して学校生活を送れるよう支援した。SSWは必要に応じ、学校と医療機関がスムーズに連携できるよう、連絡調整を行った。

SSWは本児の医療機関受診後もすぐに支援を終了することなく、本児の背景にある家庭環境を整える支援に介入しました。

5. SSWが関わって良かったこと

SSWが介入したことで、福祉的視点から状況を分析することができました。本人の生活のしづらさを理解し、支援の方向性が整理できました。

SSWが母子と面談し、本児を医療機関や相談機関へつなぐことができました。

SSWの助言を受け、本児は学校で安定して過ごせるようになりました。



6. SSWから一言



養育者自身の症状改善や必要な支援を受けられるよう配慮しながら、子どもの利益につなげることが大切です。子どものメンタルヘルスに課題が見られたときは医療機関、福祉、行政機関などの相談先へのつなぎを意識します。医療機関へつなぐときなど、対応に迷ったときにはSSWにご相談ください。

ケース
7

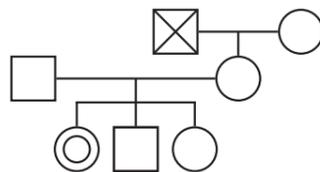
ヤングケアラー

家族関係に課題がみられるケース

1. 概要

本児（中学2年女子）は、母方祖母、父、母、弟（小学2年）、妹（未就学）と生活している。両親は共働きである。学校から保護者に電話してもつながりにくく、担任が家庭訪問をしても会えない。最近、本児が宿題を提出しない日が多く、本児に担任が声掛けしたところ、同居している祖母が病気で介護が必要になったとのこと。祖母が元気なときは、共働きの両親に代わり、本児を含む孫の面倒を祖母がみていた。現在は父母が帰宅するまでの間、本児が祖母の見守りをし、できる家事や弟、妹の面倒等を本児が担当していることが分かった。

本児は「家庭に貢献したい」「家庭状況を考えて必要な役割である」と思っているが、本当は宿題をしたり、習い事に行ったり、友人と遊んだりしたい思いがあることを担任に打ち明けた。



男性 女性 本人 死亡 離別
 □ ○ □◎ ⊗ ⊗ ⊗

2. 学校の困り感や思い



介護のことって、だれに相談すればいいの？

学校生活に影響が出ているし、やりたいことができない状況になっている。なんとか本児の負担を減らすことはできないか。

3. 学校がSSWに望むこと

本児の困り感を解消するための方法を知りたい。

関係機関連携とその手順を知りたい。

ヤングケアラーとは

ヤングケアラーとは、大人が担うようなケアの責任を引き受け、家事、家族の世話、介護、感情面のサポートを行うなど、子どもの権利が侵害され、本来の子どもの生活ができない18歳未満の子どもを指します。学校では、子どもの身近な理解者として様々な専門機関への協力と地域ネットワークの一翼を担うことが求められています。

仙台市のヤングケアラーに関する相談窓口

仙台市では、ヤングケアラーに関する相談窓口をこども若者相談支援センターに開設し、電話相談（☎214-8602）も行っています。心配な児童生徒がいるときには、ご相談ください。

4. 実際の支援

SSWが学校訪問

SSWが学校を訪問し、本児の情報を聞き、整理した。学校からの情報をもとに、本児に対する支援の仕方について福祉的な視点から学校に助言した。

SSWは福祉的な視点で、学校に助言します。SSWは学校と一緒に本児への支援や配慮等を考えることができます。



本児への支援

学校はSSWの助言をもとに、本児の身近な理解者として話を傾聴した。本児の了承を得て、学校が両親に本児の困り感を伝えることにした。

学校が保護者と面談

学校は両親と面談し、本児の思いを伝えた。保護者も本児の家事負担を理解した。

保護者から本児がやりたいことができる時間をつくれるように考えたとのことだった。学校はそのようなことを相談できる人としてSSWの存在を知らせた。

SSWは福祉の専門家として相談にのることができます。



SSWはその後も定期的に学校に連絡し、本児の状況を確認した。保護者からの希望があったときには面談を設定した。

5. SSWが関わって良かったこと

学校としてできることの選択肢（学習保障、心理的安定、関係機関との連携など）が分かりました。

福祉的視点からの支援方法が分かりました。今後、本児や保護者から困り感が出た際に、適切に対応することができます。



6. SSWから一言



学校の大きな役割は、児童生徒の身近な理解者として、相談にのることです。また、支援を行う際には、様々な専門機関、多職種への連携、協働するとともに、地域資源を活用するなど、地域ネットワークの一翼を担っていくことが求められます。SSWもそのつなぎ役として関わります。

3 関係機関との連携について

(1) ケース会議ってどうやるの？

ケース会議には、学校が必要に応じて行う「校内ケース会議」や、関係機関を集めて行う「拡大ケース会議」などがあります。ケース会議を実施するに当たっては、その目的や意義を明確にする必要があります。見立てと支援内容を共有することで、校内体制や地域とのチーム対応につなげていきます。また、SCやSSWがケース会議に参加することで、多面的な話し合いが可能になります。

ー校内ケース会議の例ー

○参加者

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事（中学校）、生徒指導主任（小学校）学年主任担任、養護教諭、SSW
 ※ケースによっては部活動顧問やSC等、対象児童生徒と関係の深い人も入ります。

ー拡大ケース会議の例ー

○参加者

校長、教頭、区役所（家庭健康課、保護課、障害高齢課等）、アーチル、児童相談所、児遊の杜、相談支援事業所、教育相談課、SSW
 ※現在、関わりがある（今後関わる可能性が高い）機関がケース会議に参加することで、今後の有効な支援につながります。

○次第

- ①開会
- ②自己紹介
- ③ケースの概要説明（経過、現状、困っていること、課題等）
- ④関係機関からの情報
- ⑤今後の支援（方向性、役割分担等）
- ⑥閉会



～エコマップについて～

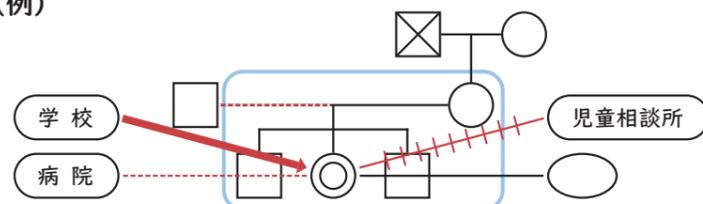
SSWは支援者の情報整理をする場合に、図を使用することがあります。図で示すことで明確に情報を整理することができます。

エコマップとは…

- ・家族の関係性と、様々な社会資源との関係を図式化したもの。
- ・支援者の状況を包括的に把握し、必要な社会資源の活用等を計画することができる。
- ・環境の変容を確認したり支援者の背景要因を探ったりする際に活用。

※通常はジェノグラムを作成したうえで、子どもや家族に関係する組織や人びとを円で表現して加え、それぞれの関係性を書き加えていく。ケース会議等で関係者同士が情報を出し合いながら作成していくことが多い。

(例)



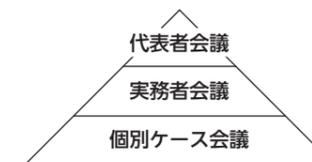
強い働き掛けの方向
 →
 薄い関係性
 - - -
 ストレスのある関係
 ++++

(2) 子どもを守る地域ネットワークを活用しよう

要保護児童対策地域協議会(要対協)を知っていますか？

要対協とは、児童虐待などで保護を要する児童生徒、養育支援が必要な児童生徒や保護者に対し、関係する複数の機関で援助を行うため、児童福祉法に定められている「子どもを守る地域ネットワーク」のことです。(児童福祉法第25条の2)

要対協は、右図のような三つの会議で構成されていて、代表者会議（年1～2回）はこども若者局こども家庭保健課が会議全般を担当し、実務者会議（年複数回）は各区役所家庭健康課・宮城総合支所保健福祉課が運営しています。児童相談所も必要に応じて事務を共同して行います。実務者会議は、「仙台市児童虐待対応マニュアルの深刻度アセスメントシート」の最重度・重度・中度に該当するケースについて、情報の共有、対応の経過確認、役割分担等の確認を行います。



個別ケース会議は関係機関が必要に応じて招集し開催するため、学校が主催する虐待等に関するケース会議については、ここに該当します。つまり、虐待防止に関わるケース会議は、「要対協」の一部となります。

「関係機関って簡単に情報を提供してくれない」と感じることもあるかもしれませんが、しかし、虐待防止に関しては、守秘義務も課された上で情報共有を活発に図るように「要対協」の仕組みが作られています。

先生方もこの仕組みを理解し、地域全体で児童生徒を支えていきましょう。

〈要対協のイメージ〉



(3) スクールソーシャルワーカーを活用した校内研修会

連携を深めていくために、校内研修にSSWが参加することができます。その際の、校内研修会の流れの例を紹介します。

〈校内研修会の事例(参考例)〉

事例1 (小学校)

小学校5年のAは、同級生の児童生徒に対して日頃から暴言、暴力があり、教室離脱も頻繁に見られました。保護者はこれまでの学校対応に不信感を抱いています。その後、周囲の児童生徒から、「くさい」「いつもボロボロの服」など、からかいを受けて、Aは不登校に至り、安否確認もできない状況になりました。



事例2 (中学校)

中学校2年のBは、1年生の後半から遅刻するようになり、2年生になると、遅刻の回数が増え、授業中も居眠りをすることが多く、担当教諭から指導されるようになりました。学校の様子を家庭に連絡してもつながらず、連携を図ることができない状態でした。ある日、Bが体調不良を訴え、保健室で休養した際、Bが家事をやっていることなど、家庭の悩みについて養護教諭に語られました。



〈校内研修会の流れ〉

- 手順1** ・校内研修(事例検討)会のねらいや、検討するテーマなどを全体で確認します。
- 手順2** ・4～5名のグループを作ります。
- 手順3** ・グループで事例を読み合わせて、具体的な学校の対応について、それぞれ個人で5～10分程度考えます。
- 手順4** ・個人で考えた内容を発表し合います。また、7ページや27ページを参考にして、ジェノグラムやエコマップを作り、課題点を視覚化します。
- 手順5** ・「学校で対応する内容」と、「学校だけでは対応が困難と思われる内容」に、グルーピングします。
- 手順6** ・それぞれのグループで出た意見を全体に発表します。
- 手順7** ・「学校だけでは対応が困難な内容」についてSSWからアドバイスをもらいます。
- 手順8** ・校内研修の内容を振り返ります。

SSWを交えた校内研修の内容には様々な方法があります。例えば、①グループワークにSSWが参加する形式
②SSWからの講義形式
③事例に対して、一緒にコンサルテーションする形式
などがあります。
校内研修の持ち方については相談に応じることができます。



(4) 行政機関紹介

仙台市児童相談所

☎219-5111 (代表)
718-2580 (相談専用電話)
219-5220 (親子こころの相談室)
★虐待が疑われる際の通告や相談
★保護者からの子どもの養育に関する相談

仙台市北部発達相談支援センター (北部アーチル)

☎375-0110
★発達の特性に関する相談
(青葉区、宮城野区、泉区)

仙台市南部発達相談支援センター (南部アーチル)

☎247-3801
★発達の特性に関する相談(若林区、太白区)

仙台市子ども若者相談支援センター

☎214-8602
★子育てや学校生活に関する電話相談、面接相談 ★ヤングケアラーに関する相談
★不登校傾向にある児童生徒の居場所への通所(ふれあい広場)や家庭訪問での関わり(錦町本体とサテライト3か所、仙台駅東口、泉中央、長町開設) 小学校高学年から概ね20歳まで

仙台市適応指導センター (児遊の杜)

☎773-4150
★引きこもり傾向のある児童生徒のための支援訪問
★不登校傾向の児童生徒の自立促進のための個別対応、小集団対応
★別室対応など校内不登校支援に関する相談

仙台市ひきこもり地域支援センター (ほわっと・わたげ)

☎285-3581
★引きこもり傾向にある児童生徒(卒業後も利用可)のための電話相談、面接相談、家庭訪問

仙台市自閉症児者相談センター (ここねっと)

☎294-0452
★自閉スペクトラム症などに関する本人、家族からの相談
★両アーチルと連携し、訪問支援やケース会議での助言

仙台市教育局学校教育課

教育相談班 ☎214-0004 生徒指導班 ☎214-8878 いじめ不登校対策班 ☎214-8780

各区等の家庭健康課

★子育てに関する相談
★子どもの発達に関する相談

各区等の障害高齢課

★精神障害者への家庭訪問や家族教室の開催
★療育手帳A・Bの交付申請

各区等の保護課

★生活保護や家庭性格に関する情報
★家庭訪問や面談で得た情報の共有

青葉区役所 ☎225-7211
宮城総合支所 ☎392-2111
宮城野区役所 ☎291-2111
若林区役所 ☎282-1111
太白区役所 ☎247-1111
秋保総合支所 ☎399-2111
泉区役所 ☎372-3111

参考・引用文献

- 「スクールソーシャルワーカー活用事業」 文部科学省
- 「スクールソーシャルワーカー活用事業に関するQ & A」 文部科学省
- 「要保護児童対策地域協議会スタートアップマニュアル」 厚生労働省
- 「仙台市要保護児童対策地域協議会設置要綱」
- 「仙台市児童虐待対応マニュアル 第4版」 子供未来局子供育成部子供家庭支援課
- 「スクールソーシャルワーカー実践事例集=子ども・家庭・学習支援の実際」
門田光司・奥村賢一監修 福岡県スクールソーシャルワーカー協会編集 中央法規
- 「スクールソーシャルワーカーのしごと学校ソーシャルワーク実践ガイド」
著門田光司・奥村賢一中央法規

令和4年度 生徒指導推進委員名簿

委員長	遠藤拓也	(仙台市立西山中学校教頭)
副委員長	佐藤陽子	(仙台市立上杉山通小学校教頭)
委員	大久保裕隆	(仙台市立通町小学校教諭)
	佐藤真亜紗	(仙台市立太白小学校養護教諭)
	亀和田陽	(仙台市立荒井小学校教諭)
	米倉智大	(仙台市立中田中学校教諭)
	金和史	(仙台市立蒲町中学校教諭)
	大久保慶隆	(仙台市立錦ヶ丘中学校教諭)
	渡部悟	(仙台市児童相談所主査)
	早坂純一	(仙台市子供相談支援センター主査)

事務局 教育局学校教育部

教育相談課	課長	石川裕美
	主幹兼主任指導主事	中村讓
		間山裕康
		鶴岡勝彦
	教育相談班主任指導主事	城所範応
	教育相談班指導主事	鈴木修一郎
		石崎直人
		太田美穂
	スクールソーシャルワーカー	荒木恵美
		小川千春

見て分かる 生徒指導ハンドブック

児童生徒が充実した学校生活を送るための

スクールソーシャルワーカー活用ハンドブック

令和5年3月 仙台市教育委員会

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



100% FSC 認証
FSC C010064
この印刷物は、環境にやさしい
原料と生産で製造されています。



この印刷物は、
輸送マイルージ低減によるCO₂削減や
地産地消に着目し、国産米ぬか油を使用した
新しい環境配慮型インキ「ライスインキ」で印刷し、
印刷用の紙へリサイクルできます。